

# 加西市ふるさと創造条例（案）

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第3条）

### 第2章 役割（第4条—第6条）

### 第3章 市の基本的施策（第7条）

### 第4章 委任（第8条）

### 附則

#### （前文）

私たちは、先人が営々と築き上げてきたこの地加西に暮らしている。「播磨国風土記」にも記され、豊かな風土に恵まれながらも、数多のため池を擁する地勢は先人達の計り知れない労苦と努力を物語っている。今、安心して暮らせる地域があるのは、あなたたちのおかげである。また、自然界からもたらされる実りは、ここに暮らす人々に幸せをもたらしてきた。人間も動物も自然を父とし母として生まれ、その中で共生し暮らしてきた。

しかし、現代の豊かさは人間だけに向かっているのではないか。これまでの豊かさを作り出してきた仕組みは、時代の変化の前に軋んでいる。豊かさの源泉である自然界への崇敬の念は薄れ、盤石であると信じていたものは大きく揺らいでいる。

心を研ぎ澄まし、自然の示唆に気付かねばならない。そして、深く考える。

そのことを、阪神・淡路大震災や東日本大震災に遭遇した人々が助け合う姿に、明らかに見いだすことができる。それは、人が信頼し合い、慈しみ合う中にある「人を思う心」である。「思いやり」が溢れるまちづくりは、未来に誇れるまちづくりとなるだろう。

未来に続く幸せなまちは、一人一人が家庭、地域社会や自然とつながり、自ら考え行動する住民が主人公になる。地域の中の一人一人が主人公となり、ふれ合い、語り合い、互いを知りあうことで絆が強まり、「思いやり」はさらに深まる。

ここに、私たちは、今に暮らす全ての加西市民と後世に暮らす市民のために、豊かな歴史と美しい風土のもと幸せに暮らすまち加西市を維持し、さらなる発展を目指して、本条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、加西市における住民の主体的な参画と協働によって、持続可能なまちづくりを推進するため、基本理念を定め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

（1） 住民参加 市の意思形成の段階から住民の意思が反映されること及び市が事業を実施する段階で市と住民及び事業者が協働することをいう。

(2) 協働 市と住民及び事業者がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に連携し、協力することをいう。

(基本理念)

第3条 将来にわたり地域が輝き、住民が幸せを実感できるまちづくりを推進するため、市、住民及び事業者は協働する。

(1) 市、住民及び事業者は、地域の個性と自主性を尊重した地域のまちづくりを推進するものとする。

(2) 住民参加は、子ども、大人及び男女を問わず人権が尊重され、適正に運営されなければならない。

## 第2章 役割

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、住民及び事業者自らがまちづくりについて考え、行動する活動を円滑に推進するための支援、情報の共有に努めなければならない。

(住民の役割)

第5条 住民は、基本理念に基づき、住民参加に対する理解を深め、地域社会に関心を持ち、自らの責任と役割を自覚し積極的な参加、または協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、地域の一員としての役割を認識し、まちづくりを推進することに努めるものとする。

## 第3章 市の基本的施策

(地域の将来ビジョン)

第7条 市は、地域住民が総意を持って自ら策定する地域の将来ビジョン（以下、「地域ビジョン」という。）について、その意見を尊重するとともに、市の総合計画及び諸計画の実施にあたり、可能な限り地域ビジョンを反映することに努める。

## 第4章 委任

(委任)

第8条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。